

施設使用料改定のお知らせ

消費税法の一部改正に伴い、**令和元年10月1日以降に窓口申請（支払）をするもの**につきましては、下記のとおり新料金に改定されますので、ご理解ご協力いただきますよう、お願いいたします。

日進公園コミュニティセンター 新旧料金表 (市内料金一覧) 単位=円

利用施設	午前		午後		夜間		午前+午後		午後+夜間		全日	
	9時~12時		13時~17時		18時~21時30分		9時~17時		13時~21時30分		9時~21時30分	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
体育室	530	540	610	620	860	880	1,140	1,160	1,450	1,470	1,970	2,010
料理室	270	280	310	320	440	450	580	600	740	750	1,000	1,020
談話室	200	200	230	240	330	340	430	440	550	560	760	770
講習室	260	270	300	310	430	440	560	580	710	730	980	1,000
和室	130	130	150	150	210	220	280	280	350	360	490	500
茶室	90	90	110	110	150	150	200	200	250	260	340	350

備品・附属設備の新旧料金表は裏面（別紙）をご覧ください。

【使用料改定に関するQ & A】

Q：備品・附属設備の使用料も変わりますか？

A：裏面（別紙）の備品・附属設備の新旧料金表をご覧ください。

Q：令和元年10月1日より前に予約システムで申込をした場合はどのようになりますか？

A：予約システムでは改定前の旧料金が表示されますが、実際にお支払いいただく料金は施設の窓口で申請（使用料の支払）をする日によって異なりますので、ご注意ください。

○令和元年9月30日までの窓口申請（支払）・・・旧料金が適用されます。

○令和元年10月1日以降の窓口申請（支払）・・・新料金が適用されます。

Q：令和元年10月1日以降に利用施設を変更した場合はどのようになりますか？

A：令和元年10月1日以降に変更の申し出をした場合は、変更後の施設使用料に新料金が適用されます。

なお、令和元年9月30日までに変更の申し出をした場合は、変更後の施設使用料も旧料金が適用されます。

Q：令和元年10月1日以降に利用施設を追加した場合はどのようになりますか？

A：令和元年10月1日以降に追加申請した施設使用料は新料金が適用されます。

なお、旧料金で支払い済みの施設使用料は変更されません。

日進公園コミュニティセンター

日進公園コミュニティセンター
備品・附属設備 新旧料金表

名称	単位	使用料(1回につき)		備考	
		旧料金	新料金		
音響・映像設備・その他	アップライトピアノ	1台	520円	530円	調律料は含まない。
	拡声装置	1式	100円	100円	
	データプロジェクター	1式	560円	570円	
	書画カメラ	1台	520円	530円	
	展示パネル	1枚	100円	100円	
	茶道具	1式	510円	520円	
	持込電気器具(1台につき)	1キロワット	40円	40円	1キロワット未満の端数は、切り上げる。

備考

- 午前、午後又は夜間の利用をもって1回、午前+午後又は午後+夜間の利用をもって2回、全日の利用をもって3回の利用として計算します。
- 展示パネルの使用料については、利用時間の区分にかかわらず1日1回の利用として計算します。